

阿賀野市水道事業障がい者活躍推進計画

機関名	阿賀野市水道事業
任命権者	阿賀野市長
計画期間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
阿賀野市水道事業における障がい者雇用に関する課題	阿賀野市水道事業は、職員総数が１９人程度の小規模な機関で、市からの出向者で組織しており、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 そのため、これまで組織的な体制整備は特段行っていなかった。
目標	
① 採用に関する目標	○障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。 ○障がい者に関する理解促進のため、関連する庁内研修に参加する。
② 定着に関する目標	なし ※今後、障がい者である職員の配置があった場合には、定着状況を把握する。
取組内容	
１．障がい者の活躍を推進する体制整備	○「障害者雇用推進者」として上下水道局長を選任する。 ○「障害者職業生活相談員」の選任義務に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁内掲示板等で周知する。 ○「障害者職業生活相談員」の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、新潟労働局が開催する公務部門向け「障害者職業生活相談員資格認定研修」を受講させる。
２．障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者から従来の業務遂行が困難となったなどの相談があった場合は、庁内関係機関と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する
３．障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、所属長による面談を通じて必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
４．その他	○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「障害者就労施設等」への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。